

○議長 神谷信夫君

ただいまから令和5年第4回南部水道企業団議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程に入ります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 神谷信夫君

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、5番知念富信議員、1番神谷秀明議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長 神谷信夫君

日程第2. 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長 神谷信夫君

日程第3. 諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査結果に関する報告がありましたので、写しをお手元に配布してあります。

朗読は省略します。議長の報告を終わります。

次に、企業長の報告をお願いします。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

諸般の報告を行います。

1. 理事会について。令和5年11月21日(火)に南部水道企業団大会議室にて理事会を開催しました。付議事項については、次のとおりとなっております。お目通し下さい。

次に2ページの方をお願いします。報告事項、(1)第2回企業局受水事業体説明会について。

9月の説明会においては、令和6年4月1日に現行から3割程度の料金改定を行う旨での説明会でしたが、受水事業体から改定時期の延期、改定幅の圧縮及び段階的改定等の要望が出されたことから、11月の第2回説明会では、2段階での改定と実施時期の延長とする改定案の説明が行われました。

表のとおり、令和6年10月に23円の値上げ、令和8年4月から10.46円の値上げを予定しているというところがございます。トータルでは、約3割の値上げになります。

続きまして、(2)企業局総合訓練への参加について。

11月10日(金)、企業局と県内水道事業体が協力体制を敷き、連携強化を図る目的で総合訓練を実施しました。

訓練は、沖縄本島に震度5以上の直下型地震が発生し、県企業局の主要導水管路が地震の影響により破損し漏水したと想定して、西原浄水場から南部圏域の水道事業体が給水車等により応急給水基地へ運搬し、非常用水袋(リュック型給水袋)により応急給水するという手順を一つ一つ確認しながら実働訓練を行っております。以上が報告でございます。

○議長 神谷信夫君

これで、諸般の報告を終わります。

暫時休憩します。

休憩(10時05分)

再開(10時06分)

再開します。

日程第4. 一般質問

○議長 神谷信夫君

日程第4. 一般質問を行います。それでは、通告書のとおり発言を許します。

4番照屋仁士議員の発言を許します。

○4番 照屋仁士君

それでは、一般質問をさせていただきます。早いものでもう今週からは12月、年末を迎えようとしております。私は、昨年の2022年の改選以来、過去4回にわたり、給与問題をはじめとする、以下のタイトルで質問を重ねてまいりました。

これは2022年9月に文書で説明を求めたことに対し、当時の南水議会と執行部が私の求めを越権行為としたことに端を発します。当時から現在に至るまで私は様々な方々からこの問題をうやむやにしているとお叱りを受け、現在も質疑に至っております。

つまり当時で適切に答えていたならば、また両町民はじめ、あらゆる方々に説明責任を果たして

いたならば、やらなくとも良かった質問と考えています。ぜひ、今回の質問で一定の区切りをつけたいと考えておりますので、町民皆さんの納得いく答弁を期待しています。

一問一答でお願いします。大きい1番、南部水道企業団に対する信用を取り戻せ。

(1) 給与問題の長期化、元企業長の勤務状況などを見ても、両町長の管理が及んでいないと考える。再発防止の観点から、あらためて理事の役割と責任をしめせ。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

お答えします。理事について、南部水道企業団規約第8条第3項に、「理事会は企業団の業務の適切なる運営を図ることを目的とする。」と記されております。

地方公営企業法第16条には、企業長と地方公共団体の長との関係が示されております。条文を読み上げて説明いたします。

(管理者と地方公共団体の長との関係) 第十六条 地方公共団体の長は、当該地方公共団体の住民の福祉に重大な影響がある地方公営企業の業務の執行に関しその福祉を確保するため必要があるとき、又は当該管理者以外の地方公共団体の機関の権限に属する事務の執行と当該地方公営企業の業務の執行との間の調整を図るため必要があるときは、当該管理者に対し、当該地方公営企業の業務の執行について必要な指示をすることができるというふうに記されております。

また、同法第七条の二には、地方公共団体の長は、企業長を罷免や懲戒処分にすることができる規定されております。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

有難うございます。関連する条文を読み上げて説明をしていただきました。この説明、議事録で明記する町民の視点に立つと、実務の責任は企業長にあり、また企業長を含む運営責任は両理事、両町長にあると解釈して良いかどうか、お答えいただきたいと思います。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

企業団は、特別地方公共団体として両町の水道業務を共同して行うものであります。企業団の運営についても企業長が代表して行っております。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

趣旨は、企業長が代表して行うというのはわかるんですけども、実際、理事にも罷免する、又は運営を円滑にするという条文があるわけですから、実際には運営責任は両理事にもあるというふうに解釈されますが、よろしいですか。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

あくまでも特別地方公共団体として独立しておりますので、運営については、企業長が代表して行います。

ただ、実際には理事会という形で先程も理事会の内容を文面の方でお伝えしてございますけれども、当然、この議会への提出の件とか理事会に諮っておりますので、運営には当然関わってはいるというふうに解釈はできると思いますが、運営しているのは企業長をトップとして運営していますよということでございます。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

町民の視点に立って解釈をするという前置きがありますので、企業長のおっしゃる立場はわかるんですけども、逆に質問しますけれども、両町の理事には責任は全くないと言えますか。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

運営には当然、理事会という形で関わっておりますけれども、それを決めるのは企業団の方ですので、企業長を長としてやっておりますので、これで責任があるということとは言えないのかなという気はします。

議会も当然、企業団の運営に関して意見を述べたりする場でもありますので、照屋議員からも前回ございましたけれども、議会の判断も仰ぎながら、理事会の意見も聞きながら運営はしているというところでございます。

○議長 神谷信夫君

暫時休憩します。

休憩（10時15分）

再開（10時19分）

再開します。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

非常にわかりにくい答弁だというふうに理解します。

次の質問にいきますけれども、企業長や両理事はもちろん私たち議会にもその運営の責任はあるというふうに私は考えます。それぞれの機能を活かして、町民の信用を取り戻したいと考えますが、いかがお考えでしょうか。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

企業団の運営に関しては、理事、又は議会の意見をお聞きしながら、協力して取り組んで運営していきたいと考えております。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

町民の信用は取り戻さなくていい、そういう考えですか。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

町民の信用をしっかりと取り戻すために運営をしていきたいと考えております。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

それでは、2点目の質問に移ります。給与問題において、結果ではありますけれども、このように長期化をしてしまいました。町民の信頼は未だ回復していないと私は思います。

また、多額の未払い、過払い、さらには弁護士費用等も発生しておりますが、それについて反省はあるのかどうか伺います。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

管理職は、企業団の給与に係る問題について、給料訂正後の清算までに時間を費やしたことに對し、道義的責任を痛感し、令和2年4月から6カ月間の減給を行っております。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

これまでの質疑で私がいただいている町民からの指摘については、この法定期間で発生した金額ではなくて、実際に解決までに要した期間、また金額のことを指摘されています。前回の答弁に基づいて、事案発生から金額で試算をすると、3名の飛び級だけで過払いは450万円余りと推計をされ、処理された過払い5年遡及の258万円より遥かに多いと考えますが、いかがでしょうか。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

お答えします。議員の推計値につきましては、企業団として計算しておりませんので、お答えすることはできかねます。

企業団の給与訂正全体としては過払いも未払いもあったことをご理解いただきたいと思います。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

これは前回の答弁に基づいて、確かに企業団の金額は過払い5年遡及であります。私の指摘している16年3カ月でお一人、13年11カ月でお二人、それを金額で答弁をいただきました。それをもとに計算した金額が450万円余りと推計をされるということです。特にこれを認めてほしいということではありませんので、私の推計でいくと、それだけになるということでもあります。ですので、コメントはないということですので理解します。

また、新たに単純にこの過払いの総額258万円を13年11カ月、短い方の期間で試算をすると、718

万円余りになります。これについてもいかがでしょうか。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

問題解決のために多大な費用がかかっており、今後、過ちを起こさないように取り組んでいっているところでございます。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

さらに、この事象をきっかけにかかった費用は前回の議会の答弁で平成28年から令和2年度の間、弁護士費用他で678万5,340円と答弁がありました。そこに金額に表れない業務、また人件費は換算できないにせよ、私はこの給与問題に関してかかったコスト、優に1,000万円を超えているというふうに推計をいたしますが、どのような認識でしょうか。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

推計値については、企業団として計算はされておられませんので、先程も言いましたけれども、お答えしかねるところでございます。

ただ、今後とも先程も言いましたけれども、同じ過ちを起こさないように取り組んでいきたいと思えます。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

結果的にアドバイザー会議含め、これまでの中でも意図的とは証明されておられません。しかしながら、4名の特定地域出身者の飛び級や辞令なしの昇給の事案があったことで、すべての職員が巻き込まれて、職員に対する直接的な不利益や南風原、八重瀬、両町民への多大な不利益と不信を招いたものだと私は考えています。

その説明責任と、これまでの対応があまりに不誠実だったのではないのでしょうか。現企業長をはじめ、現在の執行部は、これまで再三、私からの指摘にも真摯に対応していただいております。それも信頼回復に努めていると評価しています。

過去の不祥事を反省し、引き続き再発防止と信頼回復に努めてほしいと思いますが、再三で申し訳ありませんが、答弁をお願いします。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

引き続き再発防止と信頼回復に努めてまいります。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

3点目の質問に移ります。あたりまえの信頼を担保し、広域行政の優位性をしめしてほしいがど

うでしょうか。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

お答えします。1つの事業体より2町で「水道事業の経営に関する事務を共同処理する」方が規模が大きく、財政的にも安定し、より効果的な施設整備を行うことができます。

また、当企業団は、自己水を保有しているというメリットもございます。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

私は、以前にも述べたように、この南部水道企業団設立時から水源を提供し続けていただいた恩恵も、また、これまでの構成市町村の信頼関係と企業団運営には心から感謝と敬意を表すものであります。

その一方で給与問題を発端とした対応には大きく信頼が損なわれたというふうにも考えます。目の前には、水道料金の大幅な値上げや老朽化した設備への更新、また水道行政の県統一化など、課題は山積しているものだと思います。

そういった背景から信頼のおけない水道行政は見直すべき、そういった町民からの指摘や町長からも南風原町単独の方が採算性は確保できるとするかのような答弁もあったと私は理解しています。

沖縄県内で水道行政を公営企業で行っている市町村は、この南部水道企業団のみであります。改めてその存在意義と優位性を今後とも示していったほしいがいかがでしょうか。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

お答えします。令和3年度経営概要統計で当企業団は、給水人口及び世帯数が県全体の上位6から7位に位置づけされております。水道料金収入などの純利益は那覇市、宮古島市、豊見城市に次ぐ4位となっております。広域行政の優位性は発揮されているものと考えております。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

今回は、非常に答えにくい質問もあったかと思いますが、私も先に述べたように一定の区切りとしたいと、私の背景には、やはり厳しい指摘をいただく町民があるということも忘れずに、今後ともしっかりと南部水道企業団の優位性、またメリットを両町民の皆さんに示していけるように質問を重ねていきたいというふうに思います。以上で終わります。

○議長 神谷信夫君

これで一般質問を終わります。

日程第5. 議案第10号

南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を

改正する条例

○議長 神谷信夫君

日程第5. 議案第10号・南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

企業長より提案理由の説明を求めます。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

議案第10号

南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成19年条例第2号)の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年11月28日提出

南部水道企業団 企業長 金城政光

提案理由、人事院勧告及び沖縄県人事委員会の給与勧告、並びに関係町の職員の給与改定を考慮し、改正する必要があるため提案します。

内容は、総務課長が説明します。

暫時休憩します。

休憩（10時31分）

再開（10時32分）

再開します。

○議長 神谷信夫君 総務課長。

○総務課長 外間匠君

南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例。

概要としましては、国の人事院勧告及び沖縄県人事委員会の給与勧告ともに月例給、ボーナスを引き上げるというもので、ボーナスについては、現行の年間支給月数「4.40月分」を「0.10月分」引き上げることにより、年間4.50月分に改める内容となっております。

1ページ目をお開き下さい。南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の220.0」を「100分の225.0」に改め、同条第3項中「100分の115.0」を「100分の117.5」に改める。

別表第2の給料表を次のように改めるものでございます。

次に5ページ目をお開き下さい。附則、(施行期日等)、第1項、この条例は、公布の日から施行する。

第2項、改正後の南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第2の規定は、令和5年4月1日から適用する。

第3項、（令和5年12月に支給する期末手当に関する特例措置）、令和5年12月に支給されることとなる期末手当の支給割合は、改正後の給与条例第21条第2項の規定にかかわらず、「100分の225.0」とあるのは「100分の230.0」とし、改正後の給与条例同条第3項の規定にかかわらず、「100分の117.5」とあるのは「100分の120.0」とする。

第4項、（給与の内払）、改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなす。

詳細につきましては、6ページ目以降の新旧対照表をお目通しいただきたいと思います。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 神谷信夫君

これで説明を終わります。

それでは、質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号・南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

（起立全員）

起立全員であります。したがって、議案第10号・南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

日程第6．議案第11号

企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長 神谷信夫君

日程第6．議案第11号・企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

企業長より提案理由の説明を求めます。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

議案第11号

企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

企業長の給与及び旅費に関する条例(昭和51年条例第16号)の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年11月28日提出

南部水道企業団 企業長 金城政光

提案理由、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正及び関係町の特別職の給与状況を考慮し、改正する必要があるので提案します。

内容につきましては、総務課長が説明いたします。

○議長 神谷信夫君 総務課長。

○総務課長 外間匠君

ご説明いたします。企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、概要としましては、企業長からの提案理由にもありましたように、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正や関係町の特別職の給与状況を考慮しまして、現行のボーナス年間支給月数3.30月分を0.10月分引き上げることにより、年間3.40月分に改める内容となっております。

1ページ目をお開き下さい。企業長の給与及び旅費に関する条例(昭和51年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の165.0」を「100分の170.0」に改めるものでございます。

附則、(施行期日等)、第1項、この条例は、公布の日から施行する。

第2項、(令和5年12月に支給する期末手当に関する特例措置)、令和5年12月に支給されることとなる期末手当の支給割合は、改正後の企業長の給与及び旅費に関する条例第4条第1項の規定にかかわらず、「100分の170.0」とあるのは「100分の175.0」とする。

詳細につきましては、次の2ページ目の新旧対照表をお目通し下さい。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 神谷信夫君

これで説明を終わります。

それでは、質疑に入ります。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号・企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立全員)

起立全員です。したがって、議案第11号・企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

日程第7. 議案第12号

南部水道企業団水道事業審議会条例

○議長 神谷信夫君

日程第7. 議案第12号・南部水道企業団水道事業審議会条例を議題といたします。

企業長より提案理由の説明を求めます。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

議案第12号

南部水道企業団水道事業審議会条例

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づき、南部水道企業団水道事業審議会条例を別紙のとおり制定する。

令和5年11月28日提出

南部水道企業団 企業長 金城政光

提案理由、南部水道企業団水道事業の運営に関する重要な事項について、調査審議を行う必要があるため、組織を条例で制定する。

内容は、総務課長が説明します。

○議長 神谷信夫君 総務課長。

○総務課長 外間匠君

ご説明いたします。南部水道企業団水道事業審議会条例、概要としましては、今後予定されております県企業局の受水事業体への料金の値上げに伴う水道料金の改定の妥当性を評価していただくことや、新水道ビジョンや経営戦略などの中長期の水道事業計画に関する重要な事項について外部の委員を組織し、第三者からなる客観的公正な視点で調査審議を行う必要があるため、水道事業審議会条例を制定する内容となっております。

次のページをお開き下さい。今回制定ですので、読み上げたいと思います。

南部水道企業団水道事業審議会条例。

(設置) 第1条 南部水道企業団水道事業の円滑な運営を図るため、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づき、南部水道企業団水道事業審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務) 第2条 審議会は、企業長の諮問に応じ、水道事業の運営に関する重要な事項について、調査審議した結果をとりまとめ企業長に答申する。

(組織) 第3条 審議会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者及び、企業団給水区域内の公共的団体等の代表者のうちから企業長が委嘱する。

(委員の任期) 第4条 委員の任期は、当該諮問に係る調査審議が終了したときまでとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長) 第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議) 第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任) 第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

水道事業審議会規程も同じく配布してございますので、お目通しいただきたいと思います。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 神谷信夫君

これで説明を終わります。

それでは、質疑に入ります。質疑はありますか。4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

それでは何点か質問させていただきますが、今回、審議会の設置ということなんですけれども、今回、後ろに出てくる規程であった水道ビジョン、経営戦略、水道料金というふうにあります。これについては、この審議会、常設で運営していく予定なのかということをもとに伺います。

2点目に、まずこの審議会、先程の諮問の内容からすると、水道料金が先程説明もあったように来年10月というのが目の前に来ているので、この審議会の答申までの期間と、最初の答申の時期等をどのように考えているのか、この2点を教えていただきたい。

○議長 神谷信夫君 総務課長。

○総務課長 外間匠君

お答えいたします。常設なのかどうかということなんですけれども、それは企業長の方から諮問をして、委員の方で審議をして、それを企業長に答申していただくまでということにしております。

○議長 神谷信夫君

暫時休憩します。

休憩（10時48分）

再開（10時49分）

再開します。

○議長 神谷信夫君 経営課長。

○議長 神谷信夫君

審議を再開します。経営課長。

○経営課長 酒本隆志君

審議会への諮問と答申がいつぐらいになるかというご質疑ですけれども、企業局の用水単価の値上げ分が令和6年10月からというふうになっていますので、かなり急ピッチに執行部も議会への報告、理事会への報告、審議会での審議をやっていかないとはいけませんが、いまのところまだはっきり決まっています。以上です。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

今週から12月で、予算審議はたぶん2月になるのかなと思いますので、当然、企業局の値上げの想定もありますけれども、現状の世界的な原材料高・情勢も含めると、今回の状況だけとは限らないというふうにも考えますので、その時々で私たち議会が町民に説明を果たせるような説明に努めていただきたいというふうにお願いしますが、いかがでしょうか。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

企業局の値上げだけではなくて、当然、石油価格の値上げとか、この辺も企業団の経営には影響が出ておりますので、その辺も勘案しながら、また議会、理事会、そして町民の意見も聴取しながら決定していきたいと思います。

○議長 神谷信夫君

他に質疑ありませんか。2番 上原勝彦議員。

○2番 上原勝彦君

1点だけ、今回の南部水道企業団水道事業審議会、これ遅いぐらいじゃないかなと思うんです。例えば、新水道ビジョンいままで計画されていますよね。この水道ビジョン、従来は職員でまとめているのをコンサルに投げてまとめられての水道ビジョンなのかということと、それと審議会委員5人以内で組織するというので、企業長が委嘱するわけなんですけど、その中の公共的団体というのがありますが、この公共的団体、具体的にどういう団体なのか。これ重要な、今回、水道料金の値上げに係る審議会にたぶんなると思うので、付度する代表者が委嘱されたら、これはまたとんでもない間違いになると思いますから、企業長からその説明をいただきたいなと思います。

○議長 神谷信夫君 経営課長。

○経営課長 酒本隆志君

私の方からは、新水道ビジョンの策定をどのような形で進められているかということの説明したいと思います。令和5年度の予算編成のときに、新水道ビジョンの委託費を計上するかしないか、内部で検討しました。

その結果、職員で作れる分でいこうということで職員で取り掛かりましたが、その前に総務省から経営戦略を作りなさいということで、これは令和3年から約10年分作っています。

それと今回新水道ビジョンも作るわけですが、これは約10年分の財政収支を作ることになります。いま県企業局の用水単価の値上げがここに入ってきますし、うちが料金値上げする場合には、収入もまた組み替えないといけないです。

それといま施設課の方で国庫補助事業で基幹管路の耐震化の更新をやっていますが、これも約9年間で35億円の事業費を予定していたんですが、国からの補助金の予定が約50%、概算要求する半分しかもらえてないということで、これも作業の進みが緩やかになっています。

そういう状況で新水道ビジョンを職員が作ろうとしても、どういうことをやりたいとか、どういうことをすべきというところまでは作れますが、いざ財政収支をやろうとすると、作っても作ってもいま経営戦略の計画から乖離が出ていますし、企業局の用水単価の値上げは、うちの収入の改定分も変えていかないといけないので、いま新水道ビジョンの策定に関しては、前回から引き続きやっていくもの、今回から新しくやるものを職員でいま選定している最中で、そこでいま一旦中止にしています。料金の改定による財政収支がきちっとできてからまた作業を進めようというふうに考えています。新水道ビジョンについては、私の方からは以上です。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

委員の選出の件でございますけれども、まだ議論をされておられませんけれども、イメージとしては地域の代表の方、商工会とか、婦人会とか、この辺をイメージしております。まだ決定はされておられませんけれども、そういう方々が適当かなというふうには考えております。

○議長 神谷信夫君 2番 上原勝彦議員。

○2番 上原勝彦君

経営課長から説明があつて、この中には審議会の中で新水道ビジョンに関する事も審議をするということになるかと思うんですけど、本当に大丈夫なのかなという気がしてならない。

値上げは待たなしの状況で、来年、企業局からは令和6年10月から値上げに踏み切るということで答申されていますから、この審議会、もう急ピッチで進めて、議会にも説明して、町民にも説明していかないと重要なところですから、早くていつ頃、立ち上がる予定ですか。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

おっしゃるとおり、大変急がないといけない部分だと考えております。少なくとも年度内にはスタートできるようにしていきたいと思っております。

○議長 神谷信夫君

他に質疑はありませんか。1番 神谷秀明議員。

○1番 神谷秀明君

先程の審議会の委員ですけれども、これは最終的には議会の承認を得るのか。それをお聞きしたいと思っております。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

審議会の委員の選任は、企業長が選任いたします。料金については、議会に諮ることになります。

○議長 神谷信夫君

他に質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号・南部水道企業団水道事業審議会条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

起立全員です。したがって、議案第12号・南部水道企業団水道事業審議会条例については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第13号

南部水道企業団特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長 神谷信夫君

日程第8. 議案第13号・南部水道企業団特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

企業長より提案理由の説明を求めます。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

議案第13号

南部水道企業団特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用
弁償に関する条例の一部を改正する条例

南部水道企業団特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和47年条例第10号)の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年11月28日提出

南部水道企業団 企業長 金城政光

提案理由、特別職の職員の報酬に関して条例を改正する必要があるので提案します。

内容は、総務課長が説明します。

○議長 神谷信夫君 総務課長。

○総務課長 外間匠君

ご説明いたします。南部水道企業団特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

概要としましては、新たに特別職の職員になられた方の報酬の支給について日額及び月額を区分を明確にしたこと。また、水道事業審議会条例を施行し、外部の委員を組織して調査審議をしていただく対価として報酬を支払う必要があるため、別表第1を改める内容となっております。

1 ページ目をお開き下さい。南部水道企業団特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和47年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

第4条、日額により報酬の額を定められている職員の報酬は、職務従事後支給する。

2項、月額により報酬の額を定められている職員の報酬の支給の始期及び終期は、議会の議員の報酬の例によるものとし、その支給日は当月分を毎月21日とする。ただし、その日が南部水道企業団の休日を定める条例(平成3年条例第21号)第1条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

別表第1表中に次の職名及び報酬の額を加える。

職名、水道事業審議会、報酬の額として会長、日額5,000円、委員、日額4,500円。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

詳細につきましては、2ページ目と3ページ目の新旧対照表をお目通し下さい。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 神谷信夫君

これで説明を終わります。

それでは、質疑に入ります。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号・南部水道企業団特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

起立全員です。したがって、議案第13号・南部水道企業団特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

日程第9．議案第14号

議案第14号・水道管漏水事故に伴う損害賠償額の決定について

○議長 神谷信夫君

日程第9．議案第14号・水道管漏水事故に伴う損害賠償額の決定について議題といたします。

企業長より提案理由の説明を求めます。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

議案第14号

水道管漏水事故に伴う損害賠償額の決定について

南部水道企業団水道事業の設置等に関する条例(昭和47年条例第1号)第6条の規定に基づき、議会の議決を要するため、別紙のとおり提出する。

令和5年11月28日提出

南部水道企業団 企業長 金城政光

提案理由、水道管漏水事故による被害者に対する損害賠償の額を決定したいので提案する。

内容は、総務課長が説明します。

○議長 神谷信夫君 総務課長。

○総務課長 外間匠君

ご説明いたします。水道管漏水事故に伴う損害賠償額の決定について。

次のページをお開き下さい。私の方からは事故の状況等をご説明いたします。

水道管漏水事故について、次のように損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の額 40万円。
- 2 被害者、南風原町字照屋290-2 大城勝也さん。
- 3 事故

の概要、令和5年9月21日午前11時頃、南風原町字照屋290-2地先（県道82号線）沿いの金門飯店の近くにおいて水道管からの漏水により被害者車両の一部を破損させております。4 事故の状況、南風原町字照屋290-2地先に布設されておりますダクタイル鋳鉄管200ミリメートル（昭和51年布設）からの直径約10センチの穴が空く漏水によりまして、被害者車両に路盤材が飛散したことで車両の塗装面を傷付け、ボディの凹みを生じさせております。

5 事故の原因、布設後47年を経過したダクタイル鋳鉄管の腐食部分からの漏水が原因となっております。6. 損害賠償額の内訳、車両の塗装やボディの修復に係る修繕費用としまして40万円となっております。

次のページをお開き下さい。これは漏水時の写真となっております。水道管の漏水修理の方は、その日のうちに終えてございます。お目通しいただきたいと思っております。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 神谷信夫君

これで説明を終わります。

それでは、質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号・水道管漏水事故に伴う損害賠償額の決定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

起立全員です。したがって、議案第14号・水道管漏水事故に伴う損害賠償額の決定については、原案どおり可決されました。

日程第10. 議案第15号

令和5年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）

○議長 神谷信夫君

日程第10. 議案第15号・令和5年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。企業長より提案理由の説明を求めます。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

議案第15号

令和5年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、別紙のとおり提出しますので議会の議決を求めます。

令和5年11月28日提出

南部水道企業団企業長 金城政光

別紙を捲っていただきまして、1ページの方をお願いします。

議案第15号

令和5年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）第2条 令和5年度南部水道企業団水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。

収益的支出（第3条予算）支出、1款1項営業費用144万1,000円の補正でございます。2項、営業外費用90万円の補正です。補正の合計額が234万1,000円になりまして、1款の水道事業費用が16億9,340万8,000円になります。

続きまして、（資本的支出の補正）第3条 これは表の方から説明します。資本的支出（第4条予算）支出、1款1項建設改良費99万5,000円の補正でございます。それによりまして、資本的支出の合計額が4億9,022万2,000円になります。

上の文章の方の説明をいたします。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額が3億5,389万3,000円から3億5,488万8,000円になります。その補填でございますけれども、当年度分消費税及び地方消費税資本的支出調整額2,305万2,000円を2,314万2,000円に、過年度分損益勘定留保資金2億4,214万7,000円を2億4,305万2,000円に改めて補填するという補正でございます。

続きまして、（議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正）、第4条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり定める。

科目、（1）職員給与費144万1,000円の補正でございます。補正によりまして、職員給与費は2億262万3,000円となります。以上が補正の内容でございます。

令和5年11月28日提出、南部水道企業団 企業長 金城政光。

詳細は、総務課長が説明いたします。

○議長 神谷信夫君 総務課長。

○総務課長 外間匠君

3ページ目をお開き下さい。私の方からは、令和5年度南部水道企業団水道事業会計補正予算実施計画をご説明いたします。

はじめに、収益的支出の項目について説明いたします。支出、1款1項4目総係費144万1,000円

の増は、本年の給与勧告並びに関係町の給与改定を考慮した補正増と、年度末にかけて今後増加する業務量の処理に対応するため、会計年度任用職員の報酬を増額補正するものでございます。

その内訳としまして、給料が45万3,000円、手当が44万円、報酬が46万1,000円、退職手当組合負担金が8万7,000円となっております。

次に2項3目雑支出90万円の増の内訳として、議案第14号でも説明がありましたように水道管漏水の影響に伴い駐車車両に損害を与えてしまったことによる車両修繕費用40万円をその他雑支出に計上してございます。

また、不用品売却原価50万円は、企業団の棚卸資産で使用不可な平成13年度から平成24年度の入庫の材料を不用品として処理するため、帳簿価格を費用化するものでございます。

次の4ページ目をお開き下さい。続きまして、資本的支出の項目についてご説明いたします。

支出、1款1項2目配水及び給水施設費99万5,000円の増は、送配水施設整備事業に係る新川配水池隣接用地購入に伴う分筆測量業務費を計上したものでございます。

その他に令和5年度予定キャッシュ・フロー計算書及び予定貸借対照表を添付してございますので、お目通しいただきたいと思っております。以上で、令和5年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 神谷信夫君

これで説明を終わります。

それでは、質疑に入ります。質疑はありますか。

暫時休憩します。

休憩（11時22分）

再開（11時25分）

再開します。

他に質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号・令和5年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

（起立全員）

起立全員です。したがって、議案第15号・令和5年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）は、原案どおり可決されました。

お諮りします。会議規則第39条の規定により令和5年第4回南部水道企業団議会定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定いたしました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第4回南部水道企業団議会定例会を閉会いたします。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

南部水道企業団議会 議長 神谷 信夫

署名議員（議席番号5番）知念 富信

署名議員（議席番号1番）神谷 秀明